

1. 遺言書の種類と作成時の注意点

1. 公正証書遺言

公正役場で公証人に作成してもらう遺言のことです(民法969)。この遺言方法は、最も確実であるといえます。遺言書の原本が必ず公正役場に保管されますので、滅失、隠匿、偽造、変造の恐れがない。家庭裁判所の検認手続きの必要もなく、簡単に執行できる。

2. 秘密証書遺言

遺言する人が自分で作成した遺言書を公証人のところまで持っていきます。そして遺言書の「内容」を秘密にしたまま、遺言書の「存在」のみを公証人に証明してもらいます。公証人に「存在」を証明してもらえるので、自筆証書遺言のように、遺書が本物かどうかといった遺族の間で争いは起きません。また、公正証書遺言のように遺言の「内容」を人に知られてしまうこともありません。

3. 自筆証書遺言の書き方

『別荘を次男に自宅を長男に相続させる』などと場所や建物が特定できない内容にしない。遺言書は何度でも書き直して良いのです。1月1日に書き、1ヶ月後の2月1日に書いたらの新しい日付の2月1日分が有効となります。作成する前でも後でもいいので、財産目録など持参され専門家に一度相談してください。**遺言書の様式(フォーム)はネットにもありますが、3ページを御覧下さい。**

①遺言の内容、日付、遺言者の署名を全て自書する事(縦書き横書きは自由)

・パソコンで作成や代筆してもらったものは無効。音声やビデオの映像での遺言は無効です。

②日付を明記する事

・2020年1月吉日など書く場合がありますが、はっきり日付けを記入する。日付スタンプ等も無効です。

③署名・押印する

・戸籍通りのフルネームで書く。実印がベストです。

④加除訂正は決められ方式に従って。

・書き間違いの訂正や追加する場合は法律が定めた方式があり、守らないと無効となります。訂正や追加がある場合は全て書き直したほうがよい。(二本線で消し押印・3字削除(抹消)5字追加(加筆・加入))

⑤その他の注意点

・遺言の記載内容は具体的に書き曖昧な表現を使わない。
・不動産は登記簿謄本通りに正確に記載する。明確でない場合に遺言書による登記の移転ができない場合が生じます。土地であれば所在地、地番、地目、地籍などまで詳細に記載する。
・預貯金は金融機関の支店名、預金の種類や口座番号まで記載する。・相続人の遺留分は配慮する。
・遺言による遺産分割をスムーズに進める為にできれば遺言書で遺言執行者を指定しておく。

★**財産目録の一覧をパソコンでの作成して添付、預金通帳のコピー添付ができるように成りました。**

詳細は、2ページの 4を御覧下さい。

⑥付言事項のおすすめ

遺族に法定相続分とは異なる相続分の指定をする場合は遺留分や寄与分等も考慮に入れ、法的効力はありませんが、付言事項としてその理由や心情を明らかにして遺言書に付け加える事も大切です。

そして、残された妻の面倒を子どもたちが協力して見るように切望する欄です。子どもたちは、母親のお乳を飲み、寝て、おしめを毎日替えてもらって育てられてきた。これを機に、ここまで育ててもらった感謝の返しと、両親を見るにつけに気づくはずです。

⑦改ざんのリスクを避ける為に自筆証書遺言書は封筒に封印して保存。確実に遺族が発見できるような場所や貸金庫などの安全な場所に保管する。

★介護してくれた息子の嫁には、実子ではないので相続ではなく遺贈です。市区町村や赤十字社やへの寄付も同じです。

■自筆証書遺言書の検認

自筆証書遺言書の場合は遺言者が亡くなった後、保管者または発見した相続人が遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は家庭裁判所で相続人等の立会いの上、開封する事になっています。

◆検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。裁判所が遺言の有効・無効を判断してくれる手続ではありません。

2. 相続・遺言のルールが変わりました。

1. 配偶者居住権の創設（令和2年4月1日施行）

配偶者居住権とは、相続が発生した際に、配偶者が被相続人の所有する不動産の居住権を獲得できる権利のことです。婚姻期間が20年以上の夫婦であれば、生前贈与や遺贈、遺産分割協議によって、被相続人とその配偶者の住居を遺産分割の対象から外すことができます。

相続税などの心配をすることなく、住まいや生活資金を保証してくれる制度です。

2. 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置（令和元年7月1日施行）

遺贈又は、贈与があった場合は、相続財産として取り扱わない。

3. 預貯金の払戻し制度の創設（令和元年7月1日施行）

預貯金額×1/3×（当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分）・1金融機関150万円まで

4. 自筆証書遺言書の方式の緩和（平成31年1月13日施行）

財産目録については手書きで作成する必要がなくなりました。各ページに署名押印をする必要があります。パソコンで作成したり、通帳のコピーを添付したりできます。

5. 遺留分の見直し（令和元年7月1日施行）

遺留分侵害額に相当する金銭の請求ができる。

金銭を直ちに用意できない場合は、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができる。

6. 特別の寄与の制度の創設（令和元年7月1日施行）

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合は、相続人に対して金銭の請求をすることができる。

7. 法定相続情報昭明制度（平成29年5月29日施行）

相続手続では、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口にも何度でも出し直す必要があります。登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度でも出し直す必要がなくなります。

8. 法務局で自筆証書遺言書保管制度の創設（令和2年7月1日施行）

手続き申請には予約が必要です。（管轄の法務局に事前にお問い合わせください。）

☆生前

①本人が遺言書を持参して申請（手数料：3900円）

②遺言の内容については相談出来ない。チェックもされない。

（日付・住所・氏名・押印）

③遺言書を閲覧できる。（本人のみ）

★相続開始後（相続人）

①遺言書の有無に関する証明書（遺言書保管事実証明書）が受けられる。

②遺言書に写し（遺言書情報証明書）の交付

③遺言書が保管されていることの通知

相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けたり、閲覧した場合は、法務局の遺言書保管官が他の相続人に遺言書が保管されていることを通知します。

④家庭裁判所での検認が不要

3. 遺言書

遺言者 南島原 麵作は、次のとおり遺言する。

1. 妻 南島原 有家子（昭和〇年〇月〇日生）に、次の財産を相続させる。

(1) 土地

所在 長崎県南島原市〇〇町

地番 〇〇

地目 宅地

地積 〇〇・〇〇平方メートル

(2) 建物

所在 上記同所同番所在

家屋番号 〇番〇

種類 居宅

構造 木造瓦葺 2階建

床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル 2階 〇〇・〇〇平方メートル

(3) 深江銀行〇〇支店の遺言者名義の普通預金全部

口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

2. 長男 南島原 加津男（昭和〇年〇月〇日生）に、次の預貯金を相続させる。

(1) 〇之津銀行〇〇支店の遺言者名義の普通預金全部

口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

3. 長女 原城 布津子（昭和〇年〇月〇日生）に、次の預貯金を相続させる。

(1) 西有家銀行△△支店の遺言者名義の普通預金全部

口座番号 △△△△△△△

4. 長男の嫁の南島原 北有里（昭和〇年〇月〇日生）に、次の預貯金を遺贈する。

(1) 南有馬銀行◇◇支店の遺言者名義の普通預金全部

口座番号 ◇◇◇◇◇◇◇◇

5. 祖先の祭祀を主宰すべき者として長男 南島原加津男を指定する。

6. 本遺言の遺言執行者として、下記の者を（長男 南島原 加津男）指名する。遺言執行者は、不動産登記、預貯金の名義変更、払い戻し、解約等、遺言執行のために必要な一切の権限を有する。

住所 長崎県南島原市〇〇町1丁目1番地 弁護士 擁護四郎 又は、長男 南島原加津男

7. 付言事項

私は、長男 加津男と長女 布津子が、それぞれの家族の協力を得ながら、母である有家子を助け、支えあって仲良く暮らしていくことを希望し、この遺言書を作成しました。有家子は、私の仕事を手伝いながら子育てをし、加津男と布津子を大学まで行かせてくれた子どもたちも、それぞれ子どもができ周りに誇れる家庭を持っています。私の島原手延素麵製麵工場が、ここまで大きくなったのも有家子のおかげです。しかし、長年家族を支えてくれた妻有家子は、現在介護が必要な状況です。有家子は自宅での介護を望んでいます。そこで、有家子には私の遺産のうち現在の住居である土地と建物を相続させます。特に介護に費用がかかると思うので、深江銀行の預金も有家子に相続させます。これは有家子の生活費や治療費や介護費用に使ってください。どうか、有家子の希望通り自宅での介護をしてください。そして、義父にもかかわらず私の介護を親身にしてくれた長男の嫁である北有里さんに、有馬銀行◇◇支店の預金を遺贈します。感謝の気持ちとして必ず受け取ってください。最後に、加津男と布津子と、その家族が争うことなく、仲良く有家子を支えてくれるように切に望んでいます。有家子、加津男、布津子、北有里さん、今まで本当にありがとう。

令和2年7月10日

長崎県南島原市長寿町長生1丁目1番地

遺言者 南島原 麵作 実印